(2) 施策の方針

第3章 都市環境を保全・創造するまち

分野(1) みどり

施策の方針① 緑の保全等

<目標とすべきまちの姿>

国・県との適正な役割分担による広域的な緑地保全・管理施策が進められています。また、より充実した施策により、緑地の質が高まっています。

土地所有者・市民をはじめ、関係機関等の協力により、地域制緑地の指定が充実し、国・県・市の間での役割分担が適正に行われることで、着実に施策が進捗しています。

市民の自発的な緑に関する活動が活発に行われています。

1 事業評価結果一覧表

まちづくり景観部

	評価対象事業名	決算値	総事業費	26年度職員数	今後の	方向性
整理番号	事業名	(千円) (千円)	(人)	事業内容 予算	予算規模	
まち-10	緑政運営事業	1,041	18,345	2.3	b	В
まち-11	緑地取得事業	211,073	218,597	1.0	b	В
まち-12	緑化啓発事業	4,616	15,149	1.4	b	В
まち-13	緑地保全事業	39,300	55,100	2.1	b	В
まち-14	風致保存会助成事業	10,062	11,567	0.2	b	В

都市整備部

整理番号	評価対象事業名 事業名	決算値 (千円)	総事業費 (千円)	26年度 職員数 (人)	今後の 事業内容	
都整-34	樹林維持管理事業	10,854	16,138	0.7	b	В

2 平成26年度末の目標

まちづくり景観部

鎌倉市緑の基本計画に示した緑の将来都市像の実現を目指して、同計画の進行管理、緑政審議会の開催、緑地の法指定、 土地の買入れ、緑化啓発業務、まち並みみどりの奨励事業、確保緑地の適正整備事業、保存樹木等指定業務、緑地保全契 約業務、緑地保全基金の運用、風致保存会運営補助等の事業を推進する。

都市整備部

樹林維持管理事業は古都保存法等の規制により土地利用に制限がかけられている樹林地について、適正な管理を行うことを 目的とし、土地所有者の申請に基づき市が土地所有者に代わり伐採等の管理行為を行うものである。 近年、住民からの申請の全てに対応できていない状況が続いているが、より多くの要望に対応できるよう努めていく。

3 平成26年度の取組の評価

まちづくり景観部

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	適切	□ 要改善
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	適切	□ 要改善
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	適切	□ 要改善
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	適切	□ 要改善

- ・鎌倉市緑の基本計画を適切に進行管理しながら、一部事業では緑地保全基金も活用して事業を進捗している。ただし、同基金の充実に向けては更なる努力が必要である。
- ・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた調整は継続していく必要がある。
- ・鎌倉近郊緑地特別保全地区内の土地の買入れについては、所有者からの申し出により、関係法令に基づいて、財政負担の 平準化も踏まえて対応した。
- ・緑化啓発業務では、市民との連携の推進に寄与することができた。
- ・保存樹木指定等による民有緑地の所有者への支援や確保緑地の適正整備事業により、市内の豊かな緑地の保全を図るとともに、その質の充実に向けた継続的な取り組みを進めることができた。
- ・本市における緑地保全の取組に大きな役割を果たしている鎌倉風致保存会の運営を支援し、同会の活動の充実を図った。

都市整備部

効率性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な事業費・人件費で執行できていたか	□ 適切	■ 要改善		
妥当性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、妥当(適切)な取組であったか	■適切	□ 要改善		
有効性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、適切な成果が得られていたか	■ 適切	□ 要改善		
公平性	「目標とすべきまちの姿」の実現に向け、受益機会が偏っていない(適切な)取組であったか	■適切	□ 要改善		
平成26年度は、佐助・御成地区について実施したところ、事業の対象となった申請に対して概ね8割の達成率となった。					

4 今後の方向性

まちづくり景観部

- ・鎌倉市緑の基本計画に基づいて、国・県との適正な役割分担を図りながら、引き続き、地域制緑地の指定、緑地の質の充実、 土地所有者への支援、市民や団体との連携等にかかる事業を推進していく。
- ・これら施策の基盤である緑地保全基金の充実に努めていく。

都市整備部

民間で所有している樹林地の良好な管理は、古都法等の区域の自然環境や景観を確保するうえで必要であり、また、防災にも つながる事業であることから事業の継続と充実を図る。

なお国・県への補助制度の創設については、関連部局・関係諸機関と連携して、引き続き要望する。

5 平成27年度末の目標

まちづくり景観部

- ・鎌倉市緑の基本計画に基づく、(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた調整等、従前からの各事業に継続的に取り組んでいく。
- ・緑地保全基金の充実に努める。

都市整備部

住民からの申請全てに対応できていない状況であるが、より多くの要望に対応できるよう努める。

鎌倉市民評価委員会の評価

1 評価できるところ

- 予算財源が減少しているなか、事業実施のための財源確保に努めている。
- ・限られた財源の中、優先順位に基づいて、適切に事業を実施している。
- 鎌倉風致保存会の自立を目指した取り組みを行っている。
- ・国、県との役割分担により緑地保全管理施策がすすめられている。
- ・市民の緑地保全意識が高いまちである。

2 課題・提言

- ・各事業において、指標が「設定されていない」「設定されているが、効果を計るには不適当」等が見受けられるため、各事業の「意図」や「効果」が明確に計れる指標を設定して頂きたい。
- ・予算上難しいとは思うが、支障対応のみならず、事業の目的である「樹木の健全な生育と生態系を含む豊かなみどり空間」の確保のための取組にも期待したい。
- ・シルバー人材や市民ボランティア、ガーディニング(植木)学校の生徒等との協業を検討すべきである。
- ・緑地保全は限りない努力が必要である。開発にさらされないよう、しっかりとした方針を持ち事業をすすめることを期待する。
- ・緑地保全基金への市民協力が必要である。啓発事業を行い協力体制をつくるべきである。